

## 精神・身体・知的の障害について

(精神保健福祉法逐条解説から)

## 【 精神障害 】

## 【 身体障害 】

## 【 知的障害 】

&lt;精神障害者保健福祉手帳&gt;

&lt;身体障害者手帳&gt;

&lt;療育手帳&gt;

障害年金

| 通院のみ   |     | 1級   | 通院・入院  | 1級   | 通院・入院  | A1    | 1級 (国年・厚年)<br>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの                    |
|--------|-----|--|--|------|--------|-------|--|
| 一般外来全般 | 精神科 | 医療機関等への外出が自発的にできず、付添が必要。家事や身の清潔保持も自発的に行えず、常時援助を必要とする。            | 一般外来全般   | 2級   | 一般外来全般 |       |  |
| 通院のみ   |     | 2級   | 通院・入院  | 3級   | 通院・入院  | A2・B1 | 2級 (国年・厚年)<br>日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 一般外来全般 | 精神科 | 医療機関等に行くなど習慣化された外出はできるが、自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言、行動が適切に出来ないことがある。 | 一般外来全般   |      |        |       |  |
| 通院のみ   |     | 3級   | 通院・入院  | 4級   | 通院・入院  | B2    | 3級 (厚年)<br>労働に著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの        |
| 一般外来全般 | 精神科 |  | 保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も見受けられるが、自発的な行動や、社会生活の中での発言、行動が適切に出来ないことがある。 | 来一般外 |        |       |  |
|        |     |  |  | 6級   |        |       | 障害手当金<br>(厚生の一時的)<br>労働の制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの    |
|        |     |  |  | 7級   |        |       |  |

所得制限なし

所得制限あり

福祉医療の対象

本図は「障害年金を受給」する視点から、各障害の等級を分類したものであり、障害の程度、内容を比較したものではない。

「精神障害者」の定義(精神保健福祉法第5条の定義)

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者。